

固定資産課税台帳の閲覧と

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

を行います

詳しい閲覧、縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は市税務課固定資産係（☎08375234）までお問合せ下さい。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者、および地籍調査登記完了の土地所有者など、自分の資産について確認したい人は、次の要領で閲覧できます。

閲覧場所

市税務課固定資産係、各総合支所総務課税務係、各出張所

本庁、美東総合支所、秋芳総合支所および全ての出張所での電算システムによる固定資産課税台帳の発行が可能です。

閲覧できる人

- ① 納税者
- ② 納税義務者
- ③ 納税者と同居の親族（確認が必要となります）
- ④ 借地人および借家人（確認が必要となります）
- ⑤ 当該権利の目的である土地または家屋について記載された部分のみ
- ⑥ 納税者からの委任状持参の人
- ⑦ 納税管理人
- ⑧ 固定資産の処分をする権利を有する一定の人（法の定

めによる管理人・管財人など）当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ

⑧ 賦課期日（平成21年1月1日）以後の所有者

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間

4月1日（☎）30日（☎）（土・日曜日、祝日は除く）

縦覧時間

8時30分～17時15分

縦覧場所

美祢地域分 市税務課
美東地域分 美東総合支所
秋芳地域分 秋芳総合支所
（各出張所では縦覧できません）

縦覧できる人

- ① 納税者
- ② 納税者から委任を受けた人

（必ず委任状を持参してください）

③ 納税者と同居の親族および納税管理人（確認のため納税通知書・課税明細書などを持参して下さい）

納税者と同居している親族は委任状が必要となります。縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書または運転免許証など、本人と確認できるものを窓口にてご提示いただけますので、ご協力をお願いいたします。

縦覧方法

① 窓口備え付けの縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください

② 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、「コピー」はできませんのであらかじめご了承願います

メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙にお願いいたします

③ 本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から

詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください

④ 縦覧期間経過後は開示することはできません

秋芳地域の地籍調査事業終了に伴う固定資産税の課税について

固定資産税における土地の課税地籍（面積）は、土地登記簿に登録されている地籍（登記地籍）を用いるのが原則ですが、旧秋芳町では地籍調査で地籍に変更があった場合も、未調査地区との税負担の均衡を考慮し、例外的な取扱い（地籍調査前の地籍を課税地籍とする）をしてきました。昭和57年から開始した旧秋芳町の地籍調査事業も、全ての登記手続きが完了し、計画区画の地籍調査が終了しました。平成21年度からは原則として地籍調査後の登記地籍で固定資産税の課税を行うこととなり、税額が変わることがありますので予めご了承ください。

美祿市有線テレビ のデジタル化完了

4月1日から

地上デジタル放送開始

市では平成19・20年度の2
カ年計画で有線テレビの高度
化を図ってきましたが、この
たび、光ファイバー網が完成
し、美祿地域で地上デジタル
放送が視聴可能となりました。
地上デジタル放送の受信に
は、地上デジタル対応テレビ
や地上デジタルチューナーな
どが必要です。視聴するため
には、初期設定から地上デジ
タル放送のチャンネル設定を
行う必要があります。取扱説
明書などでご確認ください。

現在MYTで放送している
地上デジタル放送は県内波の
みです。県外波については、
各放送局との調整が済み次第、
放送を開始していく予定です。
なお、アナログ放送は平成
23年(2011年)7月まで
継続して視聴できます。
また、美祿地域のインター
ネットに関しては、有線テレ
ビ高度化により敷設した光フ

アイバーを使用し、山口ケー
ブルビジョンが運営を行うこ
ととなりました。現在サービ
ス開始に向けて協議を行って
いるところです。協議が整っ
た後、加入申込時期・サービ
ス内容などをお知らせしま
す。
問合せ先 地域情報課
(☎0837-1128)



総務省山口県テレビ受信 者支援センターが設立

2011年7月24日の地上
デジタル完全移行にむけて、
支援を必要としている受信者
の皆さまへデジタル移行につ
いて、意義や疑問点などをわ
かりやすく丁寧に説明し、相
談に答えるため、「山口県テ
レビ受信者支援センター」
(愛称：デジサポ山口)が山
口市に設立されました。

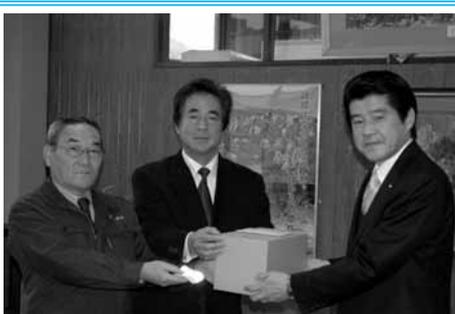
山口県テレビ受信者支援セ
ンターでは、円滑な地デジへ
の移行のため、次のような具
体的な取り組みを展開してい
ます。

- テレビ受信状況の調査・把
握(測定車による受信不良
地区の調査など)
- 共聴施設のデジタル化促進
への助言(説明会の開催、
説明員の派遣など)
- 受信相談への丁寧な対応
(コールセンターで原因が
特定できない相談への対応
など)
- きめ細やかな説明・訪問対
応(集会への説明員の派遣
など)

「なぜ放送をデジタルにす
るの?」「地デジを見るには
どうしたらいいの?」などの
疑問、質問にお答えするため
の町内会・老人クラブなどの
集会への説明員の派遣など、
ご希望がございましたらコー
ルセンターへご相談ください。
総務省地デジコールセンター
(☎0570-07-010
1)

(社)山口県トラック協会長北支部が 交通安全用品を寄贈

2月27日、社団法人山口県トラック協会長北支部の三根健二
支部長と森 義之理事が市役所を訪れ、交通安全用品(反射リ
スト&反射足バンド)4,340個を寄贈されました。



左から森理事、三根支部長、村田市長

社団法人山口県トラック協会
は、貨物自動車運送事業の許可
を受けた者と、貨物運送取扱事
業を行う者を会員として構成さ
れている団体で、このたび、高
齢者が被害者となる交通事故が
多発していることから、高齢者
の交通事故防止を図るため、反
射材を寄贈されました。
高齢者の交通事故防止のため
有効に活用します。



平日 9時~21時 土曜・日
曜・祝日 9時~18時
テレビ受信者のみなさまか
らのご相談は、一括してお
受けします
IP電話など右記番号でつ
ながらない場合は、(☎0
3-4334-1111)
でお受けしています